

随想「甘え」が日本を滅ぼす

どうすれば強い日本を作れるのか

弁護士 金子博人

第55回 自民党の改正草案検証 (その13)

高校生が議論するための歴史課題、その6

(※前号より続く)
問題10…ABC包囲陣後、太平洋戦争の開戦を回避する方法は無かったのか

(1) 昭和16年7月28日、日本陸軍は南部仏印進駐を敢行した。これに対し、アメリカは、8月1日に石油の対日全面禁輸を発動し、イギリス、オランダ、中国が加わって、いわゆるABC包囲陣ができ上がった。

これを解決するには、仏印、さらには中国戦線からの撤退が交渉材料として必須であった。しかし、陸軍は大陸で既に30万人近い犠牲と膨大な国費を費やしており、撤退など出来るわけがないというスタンスであった。

だが、識者の中には、アメリカとの国力差は16対1であり、ことに中国戦線に40万以上の兵力を張り付けたままでは、とても戦争は遂行できないと考える者も少なくなかった。

ところが三大紙は反戦の声を無視し、「最早日米開戦止む無し!」、「鬼畜米英」、「進め!一億火の玉だ」と国民を煽りたてていた。

(2) 9月3日、大本営政府連絡会議が開かれ、「帝国国策遂行要領」が採択された。そこには、ABC包囲陣を受けて、英米に対する最低限の要求内容を定め、交渉期限を10月下旬に区切り、この時までに要求が受け入れられない場合、英米蘭に対し開戦するという方針が決められた。ここでは「帝国は公正なる極東平和確立後仏領印度支那より撤兵する用意あること」とあり、和平の条件としては撤兵しないというものであった。

ことに陸軍は撤兵など選択支ではなく、「座して死を待つか、戦うか。どうせ死ぬのなら、座して死ぬより戦って死すべし」という考えで固まっていた。

大本営政府連絡会議は、統帥権が統治権から独立していた当時、政府と大本営が合する最高意思決定機関であり、御前会議の前には必ず開かれた。反対者がいる時は、御前会議に提案出来ないからである。御前会議にさきがけ、連絡会議の決定事項を天皇に事前に内奏することとなっていた。御前会議は事実上決まったことを決する儀式であったのだ。

(3) 9月5日、近衛文麿首相は翌日の御前会議で決定されるはずの国策要綱を天皇に内奏した。ところがその時天皇は、「戦争が主で外交が従であるかのごとき感じを受ける」との感想を述べた。近衛首相はあわて、「そのような意図はなく、あくまで外交交渉を行い、交渉がどうしてもまとまらない場合に戦争準備に取りかかるという意味です」と、やつと答えたという。

9月6日の御前会議では、天皇から改めて「外交が主か、戦争が主か」との質問があった。及川古志郎海相が「重点は外交にあります」と答えると、天皇は明治天皇の御製を詠み上げた。

よもの海
みなはらからと思ふ世に
など波風のたちさわぐらむ

これは、「外交交渉で解決せよ」という天皇の強い意思を表すものであった。この時のことを、「全員

恐慚して、しばらくは言も発するものなし」と近衛日誌にある。

決定したはずの国策要綱には、天皇により「外交が主」という条件が課されたのだ。御前会議で、この様に天皇の意思が示されるといのは、前例がないことであった。

(4) しかし、天皇に「外交交渉で解決せよ」といわれても、近衛内閣には具体的な方策を提案する力はなかった。そもそも和平派内ではだれが和平の口火を切るかというレベルでもめていたのだ。

近衛首相は、「海軍が対米戦はできない」と主張し、陸軍が現実的視点に立って中国からの撤兵を決める」という筋書きを考えたが、及川海相は、「企画院が御前会議の前に、陛下に戦争が絶対にできないことを上奏すべし」と主張し、鈴木貞一企画院総裁は、「交渉妥結の肝は中国からの撤兵だ」と答えたことだ。つまり、陸軍が撤兵に動かなければ駄目だということになり、タライまわしした揚句、誰も対米戦不可とは言いださなかった。

企画院は国家経済を統括し国力を総合判断する官庁であり、そこで物資面からのシミュレーションを繰り返したが、勝てる結果はでなかったし、海軍も図上演習を繰り返したが、勝てる目算は立たなかったという。

ところが、当時のリーダーは、誰も「勝てない戦争はやめよう」とは言いださなかったのである。

(5) 9月6日の国策要綱で定めた10月下旬という期限が近付いた10月12日、大本営政府連絡会議が開

■ 随想 「甘え」が日本を滅ぼす

かれた。東条陸相は、「莫大の国費をかけ、数多の国民を犠牲にして遂行した支那事変を、何の成果も上げずに終結することはできない」、「海軍が戦争回避の決意を示さないのに、陸軍だけが譲歩できない」と主張した。となれば海軍が戦争は不可能と強く表明すれば流れが変わる可能性があったはずだが、それはなかった。

二日後の10月14日の閣議において、日米衝突を回避しようとする近衛文麿が、「仏印駐兵を考えなおせば、日米問題を解決できる見込みがあるのではないか」と切り出したのに対し、東条は激怒し、「米国の主張に屈し撤兵すれば支那事変の成果は壊滅し、満州国をも危うくなるし、朝鮮統治も危うくなる」とし、「それが外交か。それは降伏だ」支那に対して無賠償、非併合を声明しているのだから、駐兵くらいは当然」と反論したと言われる。

翌々16日、近衛内閣は全員の辞表を取りまとめた。近衛は、「戦争には自信がない。自信がある人がおやりなさい」と言っていたという。支那事変を主導し深入りさせていった彼は、撤兵できないまま再度政権を放り出したのだ。

(6) 近衛の後任首相については、対米協調派であり皇族軍人である東久邇宮稔彦を推す声が強かった。ところが木戸幸一内大臣は独断で東条を後継首相に推挙した。

木戸は、対米開戦の最強硬派であった陸軍を抑えるのは東条しかなく、また東条は天皇の意向を絶対視する人物であったので、昭和天皇の意を汲んで戦争回避をするはずだと考えたようだ。皇族の首

相では、陸軍を抑えられずに対米戦になったとき、皇族に責任問題が生じてしまうという危惧もあったのだらう。

天皇は木戸の東条推挙の上奏に対し、「虎穴にいらざんば虎兇を得ず、だね」と答えたという。この首班指名には、東条本人が最も驚いたと推測される。

(7) 東条は皇居での首相任命の際、天皇から「9月6日決定の帝国国策遂行要領を白紙に戻し、対米戦争回避に力を尽くすよう」と、木戸を介して勅命を受けた。天皇に絶対的な忠誠心を持つ東条は、これを受け、それまでの主張を180度転換して戦争回避に努力することになった。そしてまず、外相に對米協調派の東郷茂徳を据え、9月6日の帝国国策遂行要領を白紙に戻すことを、真剣に目指すこととなった。ここまでは、木戸のシナリオ通りであった。

10月23日の後、ほぼ毎日大本営政府連絡会議が開かれた。しかし、東条の撤兵・和平の提案に対し、陸軍側の杉山元参謀総長は、「絶対に同意できない」、「内地から20万の兵、支那からも兵を送っている。兵を南洋まで出して退けたら土気に関する、「ただちに開戦を決意し、外交は不要」と強く反論したという。これは東条が陸軍大臣時代に自ら主張していたものであり、皮肉な歴史の巡りあわせであった。

激論の末、白紙撤回はできず、外交は12月1日午前零時まで続けるとすることが精一杯であった。そして、外交が成功しなければ、12月初頭に開戦と決まった。あわせて、11月1日の連絡会議で、東

条の提案により対米交渉要領として、「甲案」と「乙案」がまとめられた。これらを受けた11月5日の御前会議では天皇は無言であったという。

甲案での撤兵は、「華北及びモンゴルの一部と海南島に關しては日本・中国間の平和条約成立後およそ25年を目処として駐屯するが、それ以外の地では2年以内の完全撤退を目指し、仏領インドシナからは日中戦争が解決するか極東の平和が確立しだい直ちに撤退する」とあり、乙案では、日本・アメリカ両国が仏領インドシナ以外の東南アジア及び南太平洋地域に武力的進出を行なわないことなど4点が成立すれば「必要に応じて南部仏印に駐屯する日本軍は北部仏領インドシナに引き揚げる」とあった。要するに甲案・乙案とも、すぐには撤兵しないというものがある。

(8) これを持ち、11月15日、来栖三郎が特派大使としてワシントンに到着した。しかし、日本の提案に内容が無いだけでなく、そもそも日本の極秘文書はすでにアメリカにより解読されていた。米政府は日本の参戦を予期しており、ハル長官の対応は冷淡だったという。

日本側指導者にも、もはや和平の可能性を考えるものはいなかったようだ。事実、既に日本の大船団が南方に向かっており、それは英米に探知されていた。また、11月5日、ハワイ奇襲の連合艦隊は南千島の単冠湾の集結地に向け動き出していた。11月26日、ハル國務長官からい

わゆるハル・ノートが届いた。ここでは、日本側の新規提案である甲案・乙案はいずれも問題外であり、仏印からだけでなく、日本軍の満州を含めた中国からの即時全面撤兵を求めていた。

12月1日、御前会議で日米開戦が決められた。会議の数時間前、東条が決議内容を上奏したが、もはや天皇からお言葉はなかった。12月8日、日米開戦とパールハーバーの戦果を聞いた国民は歓喜し、皇居前広場には多数の国民が集まって万歳の声で埋め尽くされ、各地で提灯行列が見られたという。

(9) この3年8カ月後、日本は300万人の犠牲をはらった上で無条件降伏をすることになるが、負ける戦争をなぜ誰も止められなかったのだろうか。

問題11…日本軍は太平洋戦争で、物量で敗れる前に「知恵」で敗れてなかったらどうか(以下次号)



金子博人
(かねこ・ひろひと)

金子博人 法律事務所 弁護士。早稲田大学法学部卒業。同大学院修士課程(商法)終了。1977年4月弁護士開業。国際旅行法学会(IFITA)会員。大東文化大学法科大学院、日本大学法科大学院講師。市場取引監視委員会委員(東京工業品取引所)。日本フレイムリアルティ投資法人執行役員。



金子博人法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座8丁目10番4号 和孝銀座8丁目ビル7階

<http://www.kaneko-law-office.jp>

掲載内容の無断転載・転用を固く禁じます。